

子ども・子育て支援法（抄）

（報告等）

第 13 条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、小学校就学前子ども、小学校就学前子どもの保護者若しくは小学校就学前子どもの属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、**報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させる**ことができる。

2 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 14 条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育（教育又は保育をいう。以下同じ。）を行う者若しくはこれを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、**報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該教育・保育を行う施設若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させる**ことができる。

2 前条第 2 項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第 3 項の規定は前項の規定による権限について準用する。

（支給認定の変更）

第 23 条 支給認定保護者は、現に受けている支給認定に係る当該支給認定子どもの該当する第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を変更する必要があるときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、支給認定の変更の認定を申請することができる。

2 市町村は、前項の規定による申請により、支給認定保護者につき、必要があると認めるときは、支給認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該変更の認定に係る支給認定保護者に対し、**支給認定証の提出を求める**ものとする。

3 第 20 条第 2 項、第 3 項、第 4 項前段及び第 5 項から第 7 項までの規定は、前項の支給認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 市町村は、職権により、支給認定保護者につき、第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが満 3 歳に達したときその他必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、支給認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該変更の認定に係る支給認定保護者に対し、**支給認定証の提出を求める**ものとする。

5 第 20 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項前段の規定は、前項の支給認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 市町村は、第 2 項又は第 4 項の支給認定の変更の認定を行った場合には、内閣府令で定めるところにより、支給認定証に当該変更の認定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

(支給認定の取消し)

第 24 条 支給認定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該支給認定を取り消すことができる。

(1) 当該支給認定に係る満 3 歳未満の小学校就学前子どもが、支給認定の有効期間内に、第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。

(2) 当該支給認定保護者が、支給認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。

(3) その他政令で定めるとき。

2 前項の規定により支給認定の取消しを行った市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該取消しに係る支給認定保護者に対し **支給認定証の返還を求め**るものとする。

第 87 条 市町村は、条例で、正当な理由なしに、第 13 条第 1 項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者に対し 10 万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

2 市町村は、条例で、正当な理由なしに、第 14 条第 1 項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対し 10 万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 市町村は、条例で、第 23 条第 2 項若しくは第 4 項又は第 24 条第 2 項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者に対し 10 万円以下の過料を科する規定を設けることができる。